

ご自身のごみ出しが難しい方へ

高齢者等ごみ出し支援事業を ご利用ください

高齢者等ごみ出し支援事業とは

集積所までのごみ出しが難しい世帯を対象にシルバー人材センターの職員が、玄関前までごみの回収に伺います。



対象者

行方市に居住をされているかたで、次の(1)から(3)のいずれかに該当する世帯が対象です。

- (1) おおむね75歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 障がい者世帯
- (3) その他市長が特に認める世帯



例) 74歳以下の高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、
集積所までの距離が遠く車がない など

利用料 / 回数

月額500円 / 週1回(月4回まで)

回収の流れ



市役所に利用申請後に回収日・時間帯の調整を行います。
可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみを玄関前で個別に回収いたします。

◎分別方法は「行方市ごみ分別カレンダー」でご確認ください。



◀ 申込み・問合せ先 ▶

行方市役所 介護福祉課 高齢福祉グループ
社会福祉課 障害福祉グループ
電話番号 0299 - 55 - 0111

申請から収集開始までの流れ

申請受付(令和4年4月1日～)

1. 申請窓口

行方市役所 玉造庁舎内

○介護福祉課 高齢福祉グループ

○社会福祉課 障害福祉グループ

※麻生・北浦総合窓口は提出のみ可です。

審査

1. 書類審査

申請書の内容について確認します。

2. 現地調査

申請者、市職員等で現地調査をします。

※排出場所・排出方法・曜日・時間等を確認します。

審査結果の通知

ご自宅に審査結果(利用の可否)を連絡します。

戸別収集開始(令和4年5月～)

・申請月の翌月から利用開始となります(週1回かつ月4回まで)

・収集場所は、原則「玄関先」とします。

※市のごみの分別ルールを厳守してください。

※ごみが排出されていない場合は、お声掛けし、安否の確認を行うことがありますのでご了承ください。

<対象ごみと収集方法>

区分	対象ごみ	袋の種類	収集量
燃えるごみ	台所ごみ(生ごみ)、紙くずなど	行方市専用ごみ袋	2袋まで
燃えないごみ	陶器、空きかん、空きびんなど	45リットル以下の中身の見える透明な袋	2袋まで
資源ごみ	かん、びん、ペットボトルなど	45リットル以下の中身の見える透明な袋	2袋まで
有害ごみ	蛍光管、乾電池など	45リットル以下の中身の見える透明な袋	2袋まで